



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

②⑧ 新生児聴覚検査費の助成制度

子どもの成長発達には「聞こえ」の機能が大切です。しかし、生まれつき耳の聞こえに障がいがあるお子さんが、1000人に1～2人生まれると言われていています。聴覚障がいは、赤ちゃんのうちに発見し、早い段階で適切な支援をすることによって、成長発達を促すことができるとされています。現在、一部の医療機関で赤ちゃんを対象に行う「耳の聞こえ」の検査を実施しています。

町では新生児聴覚検査を安心して受けていただけるように検査費の一部を助成し、子育て支援の一環として子どもを生き育てやすい環境づくりを推進します。

新生児聴覚検査とは・・・

生後1～2日目頃の入院中の赤ちゃんを対象に、自然睡眠中に頭に専用の器具を貼りつけて、ささやき声くらいの小さな音を聞かせて、音が聞こえた時に出る脳波の一種を検査する方法です。

検査に要する時間は数分間で、痛みは伴いません。また、薬も使いません。

検査費用は、医療機関により異なり、また保険適用外のため自己負担となります。そこで、町では4月から検査費の一部を助成します。

新生児聴覚検査実施医療機関

出生後、入院中に自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）ができる医療機関であれば指定はありませんので、受診している医療機関に検査についてお尋ねください。

なお、入院中に自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）ができない医療機関で出生した場合は他の医療機関での外来検査ができますので、福祉健康課までお問い合わせください。

新生児聴覚検査助成事業

対象者	笠松町に住所を有し、平成21年4月1日以降に新生児聴覚検査を実施した乳児の保護者
助成額	3,700円（ただし、検査費が助成の額に満たない時は検査費の額）
助成回数	初回検査および確認検査それぞれ1回
検査方法	自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）
申請方法	検査終了後、6カ月以内に、初回検査および確認検査それぞれについて必要書類を添えて福祉健康センター健康担当または、役場福祉健康課に申請してください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・笠松町新生児聴覚検査費助成申請書 ・新生児聴覚スクリーニング検査結果票の写し（検査方法および実施方法、検査結果が確認できるもの）または、これに相当するもの。（岐阜県内の医療機関の場合は医療機関からいただけます。岐阜県外の医療機関の場合は福祉健康課にお問い合わせください。） ・新生児聴覚検査費に係る領収書の写し

【問合先】福祉健康課